

第 2 5 5 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(令 和 5 年 3 月 1 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第2号）

○開会の日時 令和 5年 3月 1日 午前10時00分開議
午後 2時33分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	齊藤孝昭	副委員長	野中貴健
委員	佐藤武	委員	工藤祥子
”	杉浦弘樹	”	東健而
”	佐賀英生	”	山本留義
”	富岡直哉	”	村中浩明
”	鎌田ちよ子	”	住吉年広
”	白井二郎	”	濱田栄子
”	佐藤広政	”	富岡幸夫
”	岡崎健吾	”	原田敏匡
”	佐々木隆徳	”	浅利竹二郎
”	佐々木肇		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下宗一郎
副市	長	川西伸二
教	育	長 阿部謙一
公	営	企 業 管 理 者 村田尚
政	策	統 括 監 吉田真
総	務	部 長 吉田和久
総	務	部 デジタル行政推進監 藤島純
企	画	政 策 部 長 角本力
財	務	部 長 松谷勇
民	生	部 長 杉澤一徳
福	祉	部 長 中村智郎
健	康	づ くり 推 進 部 長 菅原典子

健康づくり推進監	木村 公子
子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長	吉田 由佳子
経 済 部 長	立花 一雄
都 市 整 備 部 長	中里 敬
建 設 技 術 部 長	小笠原 洋一
川内庁舎所長	木下 尚一郎
大畑庁舎所長	高杉 俊郎
脇野沢庁舎所長	小田 晃廣
会 計 管 理 者	千代谷 賀土子
教 育 部 長	伊藤 大治郎
上下水道局長民生部理事	中村 久
民生部国民スポーツ大会推進官	樋山 政之
西通地区施設管理室長 川内公民館長	金浜 達也
大畑地区施設管理室長 大畑公民館長	二本柳 茂
教育委員会事務局 中央公民館長	木村 善弘
総務部政策推進監市長公室長	石橋 秀治
企画政策部政策推進監 市民連携課長	中村 昭男
財務部政策推進監財務課長	斉藤 洋一
民生部政策推進監市民課長	奥本 聡志
福祉部政策推進監 高齢者福祉課長	青山 諭
健康づくり推進部政策推進監	畑中 美雅
都市整備部政策推進監	畑中 涉
建設技術部副理事長 土木技術課長	眞野 哲広
教育委員会事務局政策推進監 生涯学習課長	鷲岳 彰丸
教育委員会事務局副理事長 学校教育課長	祐川 達也
教育委員会事務局副理事長 図書館長	櫻井 忍
上下水道局政策推進監 民生部副理事	川島 一彦
上下水道局副理事水道課長	柳谷 真吾

上下水道局副理事下水道課長 民生部環境政策課	中 村 亨
総務部総務課長	一 戸 義 則
企画政策部企画調整課長	福 山 洋 司
財務部財務課資金企画室長	荒 木 正 広
財務部税務課長	飯 田 啓 太 郎
財務部税務課総括主幹	武 市 千 秋
民生部市民スポーツ課長	加 藤 昭 広
福祉部高齢者福祉課総括主幹	工 藤 周
福祉部 地域包括支援センター所長	辻 郁 子
健康づくり推進部国保年金課長	上 林 啓 史
都市整備部都市計画課長 コンパクトシティ推進室長	黒 澤 幸 太 郎
都市整備部住宅政策課長	品 田 徹
都市整備部土木維持課長	山 崎 浩
都市整備部用地課長	菊 池 円
建設技術部土木技術課総括主幹	太 田 貢
大畑庁舎管理課総括主幹	澤 田 理 和 子
大畑庁舎市民生活課総括主幹	柏 谷 か お り
脇野沢庁舎管理課長 脇野沢庁舎市民生活課長 脇野沢公民館長	山 崎 拓 也
教育委員会事務局総務課長	工 藤 大 介
教育委員会事務局 総務課総括主幹	対 馬 亮 子
教育委員会事務局 地域文化・スポーツクラブ 設立準備室長	畑 山 勝
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	佐 藤 充
教育委員会事務局 図書館総括主幹	澤 田 修 一
上下水道局経営課長	宮 下 圭 一
上下水道局経営課総括主幹	橋 本 伸 吾
上下水道局水道課総括主幹	中 村 満
上下水道局水道課総括主幹	北 村 貴 宏
上下水道局下水道課総括主幹 民生部環境政策課	本 田 正 大
上下水道局下水道課総括主幹 民生部環境政策課	川 村 利 之

総務部総務課主幹	徳	学
総務部防災安全課主幹	川上	貴大
企画政策部企画調整課主幹	西田	裕昭
財務部財務課主幹	立花	幸一
財務部税務課主幹	二階	聖仁
民生部市民スポーツ課主幹	林	力
民生部市民スポーツ課主幹	一戸	光樹
福祉部高齢者福祉課主幹	川端	直子
健康づくり推進部 国保年金課主幹	野坂	ゆみ
健康づくり推進部 国保年金課主幹	坂本	望生
健康づくり推進部 国保年金課医療主幹	徳	理恵
都市整備部都市計画課主幹 コンパクトシティ推進室主幹	八戸	啓介
都市整備部用地課主幹	西村	大介
建設技術部建設技術課主幹 コンパクトシティ推進室主幹	菅原	真寿美
建設技術部建設技術課主幹	細間	信一
大畑庁舎市民生活課主幹	濱谷	希帆子
教育委員会事務局総務課主幹	渡部	和美
教育委員会事務局総務課主幹	新田	剛
教育委員会事務局 生涯学習課主幹	谷川	豪樹
上下水道局経営課主幹	川村	悟
上下水道局水道課主幹	渡部	直樹
総務部防災安全課主任主査	宮下	由美子
企画政策部市民連携課主任主査	小島	勝
財務部税務課主任主査	中村	善光
財務部税務課主任主査	黒滝	和也
民生部市民スポーツ課主任主査	三山	純
福祉部地域包括支援センター 主任主査	皆野	伸哉
都市整備部住宅政策課主任主査	杉山	大輔
建設技術部土木技術課主任主査	菊池	洋平
総務部総務課主査	菊池	亘
都市整備部都市計画課主査	羽根田	雄人

都市整備部住宅政策課主査	齊 藤 朋 子
都市整備部土木維持課主査	畑 中 優
都市整備部土木維持課主査	菊 池 武 聖
総務部総務課主任	川 畑 千菜美
民生部市民スポーツ課主任	野 口 翔 平

○事務局出席者

事務局長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総括主幹	櫻 田 誠	主任主査	畑 中 佳 奈
主任主査	井 田 周 作	主任	浜 端 快

(午前10時00分 開議)

○委員長(齊藤孝昭) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

それでは、これより昨日に引き続き議案第24号 令和5年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

今回は、第7款商工費までの質疑が終わっておりますので、本日は第8款土木費から審査してまいります。

第8款土木費について、理事者の説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長(中里 敬) おはようございます。それでは、第8款土木費のうち、都市整備部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の76ページをお開き願います。

まず、第1項土木管理費、第1目土木総務費についてであります。これは一般土木事務に要する経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員19人分の給与費のほか、道路占用、住居表示台帳、道路台帳、道路除排雪業務を統合管理する道路情報等管理システムの保守や運用に要する委託料となっております。

次に、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費についてであります。これは道路や橋りょうの管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、道路台帳整備事業費、ゆとりの駐車帯等の土木関連施設管理費及び1万160基のLED街路灯の管理に要する街路灯維持費となっております。昨年度と比較して4,493万6,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、道路情報等管理システムの構築が完了したことによるものであります。

次に、予算書の77ページに移りまして、第2目土木維持費についてであります。これは市道等の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、ゼロ債工事など4件の舗装工事や側溝整備測量設計1件を行う道路維持工事費、路盤の補修や穴埋め等を行う道路等維持補修費、町内会へ交付する私道等整備補助金及び除排雪委託料など除排雪に係る費用となっております。昨年度と比較して1,406万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、GPSを利用した除雪管理システムの構築が完了したことによるものであります。

次に、第3目用地管理費についてであります。これは市が管理する道路用地等の管理に要する経費であります。

次に、予算書の78ページに移りまして、第4目道路新設改良費についてあります。これは道路の改良等に要する経費でありまして、主なものとい

たしましては、令和6年度の完成を目指して進めている浜通線融雪溝整備や、舗装長寿命化計画を策定する道路整備事業費のほか、道路橋梁の修繕や補修設計及び長寿命化計画の修正を行う橋梁長寿命化修繕事業費となっております。昨年度と比較して8,019万7,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、浜通線融雪溝整備工事業費の増額によるものであります。

次に、第5目特定交通安全施設整備費についてであります。これは交通安全施設の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、センターライン等道路区画線の塗り直しを行う交通安全整備工事費となっております。

次に、第3項河川費についてご説明いたします。第1目河川総務費についてであります。これは市が管理する普通河川や水路等の維持管理に要する経費及び青森県が市内3地区で実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上するものであります。

次に、第2目河川改修費についてであります。これは市が管理する普通河川や水路等の整備に要する経費であります。昨年度と比較して2,300万円の減額となっておりますが、これは国の盛土総点検を受けて実施している盛土緊急対策事業で、三本松川上流の調査が終了したことによるものであります。

次に、予算書の79ページに移りまして、第4項港湾費、第1目港湾総務費についてであります。これは市が加盟する日本港湾協会等の負担金を計上するものであります。

次に、第5項都市計画費についてご説明いたします。第1目都市計画総務費についてであります。これは都市計画やまちづくりに関する調査及び事業等の推進に要する経費でありまして、主なものといたしましては、都市計画法に基づく都市計画基礎調査費となっております。昨年度と比較して1,552万1,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査を実施することによるものであります。

次に、第2目公園管理費についてであります。これは都市公園等の維持管理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、公園や広場等の清掃及び遊具の安全対策等の維持管理費を行う公園管理費のほか、公園機能の集約や改修などを行う都市公園ストック再編事業費となっております。

なお、令和5年度におきましては、景観特性を生かして公園機能を転換する宇田児童公園改修工事など3件の整備を予定しております。昨年度と比較

して3,655万5,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、宇田児童公園改修工事の事業費の計上によるものであります。

次に、予算書の80ページに移りまして、第3目駅前広場管理費についてありますが、これは下北駅前広場及び大湊駅前広場の維持管理に要する経費であります。

次に、第4目かわうちまりんびーち管理費についてありますが、これは青森県との管理協定に基づいて市が管理するかわうちまりんびーちの維持管理や海水浴場の開設に要する経費であります。

次に、第5目街路整備費についてありますが、これは都市計画道路横迎町中央2号線の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、道路整備を行う工事請負費のほか、本線用地の土地及び移転に係る補償費の所要額を計上しております。昨年度と比較して1億501万4,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、舗装整備などの事業費の増額によるものであります。

次に、第6目コンパクトシティ推進費についてありますが、これはコンパクト・プラス・ネットワークとした都市構造の実現化のための都市再生整備計画事業や歩行空間形成推進事業などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、立地適正化計画に定めた居住誘導区域における都市機能の向上として、市道西町線の歩道整備や新町昭和町線「ゾーン30プラス」の整備などを行うコンパクトシティ推進整備事業費、オープン空間の創出や代官山公園園路のバリアフリー化等を行う田名部まちなか地区都市構造再編集集中支援事業費、金谷公園とむつ総合病院診療棟、大学キャンパスや子供施設など周辺施設との一体的空間を創出し、安全、安心で暮らしやすいまちの実現を図る金谷都市拠点地区都市構造再編集集中支援事業費となっております。昨年度と比較して1億4,356万3,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、金谷公園整備に係る測量設計業務の完了及び主要な公園用地の取得に伴う公有財産購入費の減額によるものであります。

次に、第7目景観費についてありますが、これは当市の魅力ある景観の保全、活用、形成の推進を目的に桜満開プロジェクトなどを実施するみどりと景観創造事業に要する経費であります。

次に、予算書の81ページに移りまして、第6項住宅費についてご説明いたします。まず、第1目住宅総務費についてありますが、これは一般職員5人分の給与費のほか、木造住宅やブロック塀などの耐震改修に交付する補助金などを計上するものであります。

次に、第2目住宅管理費についてありますが、これは市営住宅の維持管

理に要する経費でありまして、主なものといたしましては、市営住宅の修繕などを行う市営住宅維持管理費となっております。昨年度と比較して1,325万3,000円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、デジタル納付を導入する住宅管理システムの更新が完了したことによるものであります。

次に、第3目市営住宅建設費についてであります。これは市営住宅の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、木造平家建て1棟3戸を建設する川内・木団地整備事業費のほか、市営住宅集約建替事業として設計施工及び設備管理を一体化したPFI方式により建設を進めている（仮称）田名部まちなか団地整備事業費となっております。昨年度と比較して3億4,843万5,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、令和5年8月に完成予定の（仮称）田名部まちなか団地整備事業に係る特定事業契約に基づいて建設物価等の高騰による事業費の増額を見込んだことによるものであります。

以上が第8款土木費のうち、都市整備部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 建設技術部長。

○建設技術部長（小笠原洋一） おはようございます。それでは、第8款土木費のうち、建設技術部で所管しております費目についてご説明いたします。予算書の76ページをお開き願います。

第1項土木管理費、第2目建設総務費についてであります。これは職員21名分の給与費のほか、建築及び土木技術部門の関連事務経費となっております。主なものといたしましては、デジタル化推進事業として既存図面のPDFデータ化及びデジタルデバイス整備に係る経費を計上しております。

以上が第8款土木費うち、建設技術部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 76ページの第2項道路橋りょう費、第4目道路新設改良費中の浜通線融雪溝整備事業に関してお尋ねいたします。当初予算の概要というのに8ページにもこれのっているのですけれども、令和4年度8,092万円のところ、令和5年度は2億6,565万5,000円と3倍増になっておりますけれども、その理由についてお尋ねします。

○委員長（齊藤孝昭） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お答えいたします。

浜通線融雪溝整備事業費の3倍増の理由についてでございますが、令和2年度工事から支障埋設物である大型ケーブルの移設が終了したため、これら工事できなかつた区間を含め、令和5年度において工事を推進するため、事業の早期完成に向けて取り組むため増額計上といたしております。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それで、一般的に考えて、3倍増も予算がついて、この執行について余したりすることはないのですか。支障はありませんか。ちょっとそこら辺。

○委員長（斉藤孝昭） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） 工事の無理がないかということですが、工事を早期発注、分割発注することで、年度内の工事完成が可能であると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それで、令和5年度の工程はどの辺までということと、この際ちょっと早めに繰上げとかが可能にならないのかということを含めてお尋ねします。

○委員長（斉藤孝昭） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お答えいたします。

令和5年度の工事につきましては、むつ中央公民館付近から西側約220メートル区間と大湊小学校付近から西側約700メートル区間において送水管の布設と、山側、海側両側に融雪溝を設置いたします。また、舗装につきましては、基本的には全面復旧として計画しております。

完成の繰上げにつきましては、当初計画どおり令和6年度の事業完成を目指しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 第3項河川費についてお伺いいたします。

三本松川の調査が終了したということなのですが、これからどういう形で進むのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 土木維持課長。

○都市整備部土木維持課長（山崎 浩） お答えいたします。

現在緊急盛土箇所において詳細調査を行っている段階でございます。今後その調査の結果を踏まえ、方策、工事の内容等を確定し、その確定した後、近隣住民、また用地の所有者に対し、説明を行っていく予定でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） そうすると、確認しますけれども、河川工事を何らかの形で行うということでもいいでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。

この盛土点検の結果の調査については、今年度、今結果を踏まえて検討するというようにしております。また、この盛土に関しては、令和5年5月26日から新たな改正法が施行されてまいりますので、それにのっかって、主体である青森県とも相談、協議の上進めていくこととなりますので、現時点でどのような対策が行われるかということについては、この場ではお答えは控えさせていただきます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 79ページ、第5項都市計画費について2点お伺いいたします。

都市計画基礎調査費の具体的事業内容、5年に1度という説明がございましたけれども、これは1年間で全市について調査を行うのか、これをまず1点お聞きいたします。

それから2点目は、これまでの調査による問題点、改善点等はどのようなことがあったのかお聞きいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 都市計画課長。

○都市整備部都市計画課長コンパクトシティ推進室長（黒澤幸太郎） お答えいたします。

都市計画基礎調査についてであります。都市計画法に基づいて、おおむね5年に1度行うこととされております。それに伴いまして、内容としましては、むつ都市計画区域を主として人口規模の調査、家屋の調査等を行うこととなります。

次のお尋ねの内容なのですが、それに伴いまして、問題点、改善点等についてであります。都市計画基礎調査を受けて、結果として都市計画の変更など、そういったところに生かしていくこととなります。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 市民の方からの意見を聞くという状況とかはないのでしょうか。これは、専門家への調査の依頼で終わっているのでしょうか。例えば番地が同じというお話を聞いたことがあります。近所と全く同じという。

そういった市民の方の意見はなかったのか。地区か場所はないのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 都市計画課長。

○都市整備部都市計画課長コンパクトシティ推進室長（黒澤幸太郎） お答え
します。

都市計画の調査につきましては、主に5年に1度行われる全国の調査がござ
います。そういった既存のデータを収集して、都市に関する調査を積み上
げていきます。そういった中では、市民の皆様の声聞くということではな
くて、既存のデータを活用して調査をしていくと。そして、都市計画の変更
の段階において、市民の皆様の見解を聞いて都市計画の変更を進めていく、
そういった流れになっていきます。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（齊藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○委員長（齊藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（吉田和久） おはようございます。それでは、第9款消防費につ
いてご説明いたします。予算書の83ページをお開き願います。

まず、第1項消防費、第1目常備消防費についてであります。これは下
北地域広域行政事務組合に対する負担金でありまして、主なものといたしま
しては、消防本部28名、むつ消防署49名、大湊消防署27名、大畑消防署27名、
川内消防分署21名、脇野沢消防分署17名、計169名の消防職員に係る人件費
などとなっております。なお、前年度から1,012万3,000円の増額となつてお
りますが、この主な要因といたしましては、川内、脇野沢消防分署庁舎整備
に係る建設候補地地質調査業務委託費を計上したことによるものでありま
す。

次に、第2目非常備消防費についてであります。これは消防団事務を委
託しております下北地域広域行政事務組合に対する委託料でありまして、主
なものといたしましては、むつ消防団425名、川内消防団256名、大畑消防団
160名、脇野沢消防団94名、計935名の団員に係る報酬及び費用弁償などとな
っております。なお、前年度から2,433万3,000円の増額となっておりますが、
この主な要因といたしましては、消防団員報酬の改定によるものであります。

次に、第3目水防対策費についてであります。これはむつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区にあります水防倉庫に災害時用として備蓄保管されております資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等に要する経費であります。

次に、第4目防災対策費についてであります。これは防災対策全般に要する経費でありまして、主なものといたしましては、津波避難計画及び地域防災計画の修正に要する地域防災計画関連費、令和4年度からの継続費としておりました防災情報伝達手段整備事業費、市内の約150か所に津波の浸水の高さなどを表示するまるとまちごとハザードマップ事業費などとなっております。なお、前年度から1億5,789万9,000円の増額となっておりますが、この主な要因といたしましては、令和4年度からの継続費としておりました防災情報伝達手段整備事業によるものであります。

次に、84ページに移りまして、第5目消防施設整備費についてであります。これは防火水槽及び消防団車両等の消防施設の整備に要する経費でありまして、主なものといたしましては、大畑消防団第4分団と第8分団の統合に合わせて老朽化している第4分団屯所を移転、新築するための消防屯所整備事業費、むつ消防団第10分団の消防ポンプ自動車を更新するための消防団車両整備事業費のほか、防火水槽の修繕に係る費用となっております。なお、前年度から3,080万6,000円の増額となっておりますが、この主な要因といたしましては、消防屯所整備事業費によるものであります。

以上が第9款消防費の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 83ページの第1項消防費、第4目防災対策費のまるとまちごとハザードマップ事業についてお伺いします。

昨年私予算審査特別委員会で質疑しました。3か年で計画しているとの答弁をいただいて、令和4年度に設置箇所を検討し、地域住民からも意見を聞きながら進めていくと。令和4年度で1,000か所、令和5年度で500か所、令和6年度で500か所を想定されておりましたけれども、現時点でまちを見る限りは、設置されているような雰囲気はないと思いますけれども、去年は1,000万円計上されました。この1,000万円、500万円という部分の意味合いというのは、例えば1,000か所でそういうふうな1,000万円なのか、500か所で500万円なのか、そこをまず1つ確認したいと。

あと、これまで何か所設置して、本年の設置スケジュールはどのようにな

っているのかお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

当初の計画では1,000か所ということでご説明させていただいたところですが、もう一度見直しをかけた上で、個数につきましては500か所程度ということに絞っております。

今年度につきましては、今年3月11日に大畑地区におきまして設置をスタートさせて、今年度中には大畑地区における公共施設、また電信柱等において200か所、大畑のほうでは120か所ほど、ほかの地区におきましても数十か所で、それぞれ地区におきまして設置しまして、約400か所程度、今年度につきましては設置する予定としております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 400か所ということで確認できましたけれども、それでは当初の例えば1,000か所、500、500ということで、2,000か所を予定していると思うのです。ある程度圧縮する分であれば、1,500万円が今後も、例えば来年度も多分計上されると思うのですけれども、その辺の予算の関係上の意味合いはどうか、ご確認します。

○委員長（斉藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） 予算につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、設置数につきましては、電信柱等の条件もございましたので、ある程度場所も含めて絞ったところがございます。それに合わせた予算措置ということでございますので、当初の計画どおり、令和6年度までの間に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） せっかく市長がおりますので、下北地域広域行政事務組合に関わる関係もありますけれども、取りあえず四、五年前に消防の計画、今後20年間ということで、削減というふうな市長が打ち出した中で、その後の私の地元の地域の中では、けんけんごうごうの、要するに川内、脇野沢消防分署が統合されて、脇野沢から消防庁舎がなくなるのではないかと、かなりの議論なり要望がされたところでもありますけれども、私自身は新聞報道でしか分かりません。下北地域広域行政事務組合で議論されているのかどうか分かりませんが、最近の新聞では、昨年は継続するというので、春先、委員会ですか、そういったところで決まったと。そして、今回報道されたのは、脇野沢、川内、並行して建設するというふうな報道で見えております。

その明細等につきまして、市長から改めて今後の予定なりなんなり、今の段階で結構ですので、伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

下北地域広域行政事務組合への負担金ということの範囲の中でお答えさせていただきますけれども、川内、それから脇野沢両地域の将来のことを考えたときに、それぞれがしっかりとした形で消防防災、救急体制、これが取ることが必要であろうというふうに私自身は考えています。そうした中で、例えばいろんなアイデアがあったと思うのです。川内と脇野沢の、川内と脇野沢と言うとあれですけれども、川内庁舎と脇野沢庁舎のちょうど中間地点ぐらいに消防分署を建てたらいいのではないかとか、あるいは脇野沢庁舎だけに建てればいいのではないかとか、あるいは逆に川内庁舎のところだけに建てればいいのではないかとというふうにはいろいろな案があったというふうには思っているのですけれども、人口はこれから減る中であっても、私自身はこれまでの歴史的な経緯から見ても、両地域それぞれがしっかりとした形で持続可能な発展を遂げると。その中にあるのは、消防防災、それから救急搬送体制というのは、しっかりとこれは必要であろうというふうな判断になりました。

そのときにどっちから先にやるというふうな議論が、この両消防分署の状況を見るとなかなか難しい状況にあると思うのです。両方とも老朽化が進んでいて、消防隊員の処遇という意味では極めて厳しい環境にあると。例えば仮に一方の川内消防分署を先に建てるとすると、5年ぐらいかかるとすると、そうすると脇野沢消防分署を建てると、これ10年後になるというふうになってしまうということがあるので、これであれば同時でやったほうがいいのではないかと。この発想に至ったのは、今田名部まちなか団地というものを建設中なのですけれども、物すごいスピードで建つのです、あれ。何でそういうふうなことになっているかというと、実は資材全て工場で作って組み立てているのです。こういう方法を使えば、例えば川内と脇野沢、全く同じ規格で消防分署を建てるとすると、コストも、それからスピード感も多分全然違う、1個ずつ建てるよりもすごくスピーディーにできる可能性があるというふうな考えるに至りました。したがって、同時に造り、両地域がこれからも持続的な発展をしていくための基礎づくりとして、両地域への消防分署の建設を同時にするということの負担金の内容であるというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 地元としては大変ありがたく、感謝しております。そして、ここ現状、特に脇野沢に限らず消防団員が減っていると。そうした中で、常備消防に係る負担というのは当然大きくなるわけで、最低限全体的に消防の今の庁舎は必要だという思いでここまで来ましたが、最近の情報といえますか、お聞きしているところによりますと、建てる場所の選定というふうな形で伺っておりますけれども、今の段階で言えることがある状況がありましたら、改めて伺います。場所とか、もろもろ具体的な、多分決まっていなと思いますけれども、ある程度想定した内容というのがあるかと思しますので、その旨伺います。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

消防分署の場所については、鋭意検討中ですが、基本的には脇野沢地区については現状の近いところになると思いますし、当然津波浸水エリアの外ということになります。川内消防分署については、もう少し山側になるというふうに理解をしていて、これもまた津波浸水エリアの外側。そして、両消防分署とも交通アクセスのいい場所になると、こういうことで検討を進めておりますので、まだポイントというところではないですが、そういうコンセプトの中で進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 1点、83ページ、防災対策費の防災情報伝達手段整備事業に関してお伺いします。

こちらいろいろ災害等ありまして、手配というか、入札等々が延期になってきたのですけれども、来年度、この予算で完了するのか、もしくは再来年度に引き続き整備していくものかどうか、そのスケジュールと運用開始時期等々をお知らせ願います。

もう一点が、従来高潮、津波に特化した防災になっておりますけれども、その運用方法に関して、例えば今年度、Jアラート等々にも対応したほうがいいのではないかという一般質問等もあったと思うのですが、その運用方法に変わりはないか、この2点をお伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

1点目の工期につきましては、今般の議案第9号におきまして、工事請負契約ということで提案させていただいておるところでございます。その中で、工期につきましては3月いっぱい、3月31日までとしておりまして、工期につきましては間に合うということになっておりますので、まず延長というこ

とはないものと考えております。

2点目の防災無線の運用につきましては、これまでご説明したとおりでございますので、特に変更等はございません。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 現在のアナログ式の防災無線だと、時報等々で機器が正常に作動しているかどうかの確認も兼ねて、例えば5時とか7時に鳴らしていると思うのですが、今回デジタルになると、音を慣らさなくても機器が正常に動いているかどうかという判別ができるかと伺っているのですけれども、その辺の7時とか5時とかの時報等々の運用はどのようになるのか、最後にお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

時報につきましては、各地区におかれまして、時間帯が、鳴る時間が違っております。その背景というのは、その地区に、各地区における生活を背景にして、それぞれ時間等が設定されておりますので、今後時報の在り方につきましては、さらに検討を加えていきたいとも考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 84ページ、第5目消防施設整備費についてお伺いします。

消防屯所整備事業費なのですが、こちらは今回消防団員の減少で多分大畑地区の第4分団と第8分団が統合するということで、その第4分団の屯所のほうが古くなって新しくすることなのですが、これ第8分団のほうの屯所は、新設によって解体するかどうか、そちらのほうをお聞きします。

○委員長（斉藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

第8分団につきましては、こちら赤川地区の消防分団となつてございます。先般の大雨で、今工事の支障ということで、あの部分は解体されております。したがいまして、ちょうど統合と合いましたので、第4分団と新しい屯所を建てるということでございます。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） この大畑地区で行われるこういったケース、今後出てく

る可能性があると思うのですけれども、基本この統合によって新たに新設になる屯所の部分に関して、統合された側のほうのもう一つの屯所のほうは、基本解体していくものでいいものかどうか、お考えなのかどうか、その辺もお聞きします。

○委員長（斉藤孝昭） 総務部長。

○総務部長（吉田和久） お答えいたします。

仮に今後そのような状況になった場合、それぞれの分団のほうからきちんとお話を聞きながら、あとは施設の老朽化具合も含めまして、総合的にその部分は判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の85ページをお開き願います。

まず、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員の報酬のほか、教育委員会の運営などに要する経費であります。

次に、第2目事務局費についてであります。これは教育委員会事務局の運営及び事務事業に要する経費でありまして、主なものといたしましては、職員給与費、一般管理費及び下北Project(学びのイノベーション)事業費となっております。前年度と比較して増額となりました主な理由といたしましては、昇給等による職員給与費の増によるものとなっております。

次に、第3目義務教育振興費についてであります。これは児童・生徒への教育活動や支援に要する経費でありまして、主なものといたしましては、スクールサポーター配置事業費、外国語助手派遣事業費となっております。増額の主な理由といたしましては、86ページのジュニア大使派遣事業の再開、新規事業といたしまして、児童・生徒数の多い市内5校に教材や印刷物の準

備等をサポートするスタッフを配置するスクールサポートスタッフ配置事業の実施によるものとなっております。

次に、第4目教育研修センター費についてであります。これはむつ市教育研修センターの管理運営などに要する経費であります。

次に、87ページに移りまして、第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学等の手続や就学援助及び奨学金の貸付けなどによる経費であります。

次に、第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅の管理に要する経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校の管理運営に要する経費であります。主なものといたしましては、市内12校の管理運営に要する学校管理運営費、スクールバス運行管理費、88ページに移りまして、学校情報通信環境管理運営事業費となっております。前年度と比較して減額となりました主な理由といたしましては、児童・生徒に配付が終了したG I G Aスクール端末等整備事業費の減、G I G Aスクールネットワーク体育館追加整備事業費の終了によるものとなっております。

次に、第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校の教材や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校の管理運営に要する経費であります。主なものといたしましては、市内9校の管理運営に要する学校管理運営費、スクールバス運行管理費及び施設改修、設備更新等に係る中学校整備事業費となっております。減額の主な理由といたしましては、改修工事等の事業費の減によるものとなっております。

次に、第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校の教材や学校図書などの購入に要する経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、主なものといたしましては、海と森ふれあい体験館指定管理料、子ども教室や芸術鑑賞教室等を実施する地域学校協働活動推進事業費となっております。

次に、90ページに移りまして、第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館と地区公民館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、公民館管理運営費、大畑町赤川地区復旧・復興事業費となっております。増額の主な理由は、令和3年8月の災害により被害を受けた赤川地区の集会、避難場所としての機能強化

を図るため、衛生設備等の改修工事を行うことによるものであります。

次に、第3目の図書館費についてであります。これは図書館の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、図書館管理費、図書館奉仕員費となっております。増額の主な理由は、空調設備改修工事に伴う工事費の増によるものであります。

次に、91ページに移りまして、第4目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護などに要する経費でありまして、主なものといたしましては、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費となっております。減額の主な理由は、重要文化財旧大湊水源地水道施設修理事業費の減によるものであります。

次に、第5目下北自然の家管理費についてであります。これは下北自然の家の管理運営に要する経費でありまして、主なものといたしましては、下北自然の家指定管理料となっております。減額の主な理由といたしましては、防火扉及び非常用照明設備の改修が終了したことによる工事費の減によるものであります。

次に、92ページに移りまして、第6目地域文化・スポーツクラブ推進費についてであります。これは中学校部活動の地域移行に伴う経費でありまして、主なものといたしましては、コーディネーター、クラブマネジャーの報酬、新たに受皿となるクラブに対する負担金となっております。

次に、93ページに移りまして、第5項保健体育費、第2目学校保健費についてであります。これは児童・生徒、教職員の健康診断やけがなどの見舞金に要する経費であります。

次に、第3目学校給食費についてであります。これは児童・生徒へ学校給食を提供するための調理場の管理運営に要する経費でありまして、増額の主な理由といたしましては、(仮称)むつ市防災食育センター建設工事の開始による工事費の増となっております。

以上が第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております費目の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(斉藤孝昭) 民生部長。

○民生部長(杉澤一徳) それでは、第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目についてご説明いたします。予算書の92ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費についてであります。これは担当職員の給与費のほか、スポーツの推進、各種団体の育成や支援などに要する経費及び令和8年度に開催される国民スポーツ大会準備事業などに係る

経費でありまして、主なものといたしましては、一般職員の給与費のほか、むつ市体育協会及びスポーツ大会開催団体への補助金、そして令和8年度に開催される国民スポーツ大会の準備に要する経費などとなっております。前年度と比較して1,613万1,000円の減となっておりますが、主な要因といたしましては、国民スポーツ大会セーリング競技における艇置場整備のための設計業務委託が終了したことによる減であります。

次に、93ページに移りまして、第4目体育施設管理費についてであります。これは川内体育館、大畑体育館、むつ市ウェルネスパーク及びむつマエダアリーナを除いた体育施設の整備や管理、利用促進に要する経費でありまして、主なものといたしましては、むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場の指定管理料、大畑中央公園の指定管理料、ふれあいスポーツパーク改修事業に要する経費のほか、各体育施設の管理費などとなっております。前年度と比較して2億1,661万2,000円の減となっておりますが、主な要因といたしましては、むつ運動公園テニスコート改修工事の終了による工事請負費の減であります。

次に、94ページに移りまして、第5目体育館管理費についてであります。これは川内体育館及び大畑体育館の維持管理に要する経費となっております。

次に、第6目防災緑地・大平マリーナ管理費についてであります。これは青森県との協定に基づき、市が防災緑地と大平マリーナ緑地の維持管理を行うために要する経費となっております。

次に、第7目おおみなと臨海公園管理費についてであります。これはむつ市ウェルネスパーク及びむつマエダアリーナの管理運営に要する経費となっております。前年度と比較して1,660万8,000円の増となっておりますが、主な要因といたしましては、燃料費及び電気料高騰対策分としての指定管理料の増によるものであります。

以上が第10款教育費のうち、民生部が所管しております費目の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 87ページの第1項第5目学務管理費についてお伺いします。

教職員勤怠管理実施事業ということで、686万円予算計上しております。この事業は、教員の長時間労働の解消のため導入すると思っておりますけれども、なぜこのタイミングで導入に至ったのか、その経緯と目的を伺います。

あと2点目としては、「むつ☆かつ」とか、あとはスクールサポーター配置など、教員の負担軽減のため労働時間は削減していく中で、労働時間を管理する意味合いはどこにあるのか。

3点目に、このシステムはむつ市内の全ての小・中学校に導入するのか、その導入時期は。

4点目、これまでの労務管理と、この事業の展開によつての違いはどこにあるのかお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 勤怠管理の導入についてのお尋ねにお答えいたします。

教職員の働き方改革が叫ばれている現在におきまして、国及び県からは、教職員の勤務時間を客観的に把握することが通知によって求められているという状況でございます。その中には、ICカード等を用いまして勤怠管理を実施する必要があるということで、こちらのほうで承っておりまして、今回これを当初予算に計上することによって、それが実現できるものと理解しております。

そして、市内全校にこれを導入するのかということにつきましては、市内の小・中学校全部に導入するということになっております。

これまでの労働管理につきましては、こういった形をしていたかといいますと、もともとエクセルファイルがございまして、そちらの中で各個人が来た時間と退勤する時間を書いていくというような管理をしておりましたので、それは客観的な判断にはならないであろうということで、今回導入することにつながったという部分になっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） この労働時間管理に関しては、私も小売業のほうで店長をやっていたので、そういう意味では、例えば計画があつて実績があると。そのチェックをして、対策を打っていくという部分の考え方なのです、民間の場合は。なので、公務員の部分とはちょっと違うのでしょうか、その中で時間管理をする服務監督責任者というのは誰になるのか。

あとは、例えば労働時間が短縮とか増えた場合とかという分のチェックはどのような基準で行うのか。

あとは、このシステムというのは、例えばどこまで踏み込んでチェックしていくのかという部分が3点目。

あと4点目としては、今後考えられるのは、例えば残業が増えていく中で、

増え過ぎたので、ちょっと早く帰れという指導も出てくると思うのです。そういった中で、例えば自宅に帰って仕事を持ち込んでやる可能性も出てくると思うのです。そういった部分の可能性についてはどのようにお考えなのか、確認します。

あと、最後に5点目で、例えばタイムカードというのですか、その部分の押す、打刻するタイミングというのはどのタイミングで行うのかお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） こちらの管理につきましては、全て学校の校長先生が教職員の管理を行うこととなります。そして、チェックそのものにつきましては、私ども教育委員会といたしましても、地区単位でこちらのほうにデータを送っていただくことにしておりますので、教育委員会側でも、そちらの市内全体の教職員の働いている状況というのが把握できるような形を取ってございます。

そして、打刻するタイミングというのは、玄関先に置きますので、入ってきたと帰るときにそちらのほうを行うという形になりますので。これの導入によって、客観的な退勤時間までの労働時間をまず把握するということが私どもの目的ですので、それ以降働き方改革につながるという意味では、次の段階としては、校務支援システムとかそういった形のものの導入も検討に入れつつ、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 住吉年広委員。

○委員（住吉年広） 最後に、今答弁あったように、入ってきたときに打刻すると。例えば9時に出社という場合で、8時に来た場合、早めに来た場合、その場合の管理というのはどうなるのか。

あと、このシステムなのですけれども、他市もこれ導入している事例、結構あるのです。その中で、あまり効果が出ていないという部分もお聞きするのです。あとは、それではなくて、例えば校務支援システムという、業務の内容を変えていくと。そういう部分のほうに効果があるというのですけれども、それについての認識を伺うのと、最後にあとは例えばオーバーした場合、そういう罰則規程みたいなのはあるのかお伺いします。

○委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 打刻する時間帯によっては、まず9時に来る場合に8時と今おっしゃっていましたがけれども、その実際に来た時点での時刻ということになりますので、そちらのほうで実際に学校に在

時間というものがそれで分かる形になります。

そして、委員おっしゃいましたように、校務支援システムのほうがよりよいのではないかということでしたけれども、確かに今回のこの勤怠管理システムというのは、あくまでも学校にどれだけいるのかということ把握するためのものですので、それをまず私ども教育委員会でもそうですし、校長先生のほうでもそうですし、そちらのほうをまず把握をします。そうした中で、次年度以降に実際の先生方の校務をできるだけ簡略化できるようなシステムの構築というものを進めてまいりたいと考えておりますので、そちらのほうについても今後検討していくという予定になっております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 86ページのスクールサポートスタッフ配置事業について、ご説明をいただいたのですが、なぜ今になってまたスクールサポートスタッフ配置事業というものを新規に取り上げる理由があったのか、またその現状というものをどのように捉えてこのようにしたのかをご説明お願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

スクールサポートスタッフにつきましては、現在小学校のほうは、例えば入学当初の子供たちがなかなか学校に適應できないとか、小学校低学年でなかなか落ち着かない状況が見られる、配慮を要する状況が見られるなど、先生方による支援を必要とする子供たちも、特に低学年においてまだいるというのが現状でございます。先生方は、その子供たちへの指導、支援に一生懸命取り組んでいるわけですが、一方で先生方には事務的な仕事、教材の準備ですとか印刷など、そういう仕事もございますので、なかなかそういう仕事のせいで指導支援に専念できない状況も見られるということで、その部分に、先生方の事務的な仕事をサポートするという部分でスクールサポートスタッフを配置して、先生方の業務をサポートするというようなことで来年度実施することにいたしましたものでございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ありがとうございます。ということで、今お話があったように、様々なサポートが必要な子供さんがいらっしゃるからこそ、このスクールサポートスタッフが必要であるというお話でしたが、先ほどのお話では5校にしか配置しないというのは、これは教育環境の一律で、ちょっとおかしいのではないかと。5校だけではなくて、やはり全校にそういう必要が

あるのではないかとと思いますが、なぜ5校という形の選定にしたのか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

市内全ての小学校に配置するというのは、それは理想だとは思いますが、現実子ども、現在子供たちの人数に鑑みまして、配置する5校については複数の学級を有する学校ということで、当然子供たちの人数が多いと、先生方も指導支援にかかる時間ですとか、様々な準備等にかかる時間がどうしても必要になるということで、まずは市内人数の多い学校5校へ配置するというところで考えてございます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 基準が人数の多い学校ということではございましたが、最後に、それではこれが大変うまくいった場合、これを広げていく考えはあるのかお伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 教育委員会からも答えがあると思うのですが、私もこのスクールサポート制度については少し思いがありますので、述べさせていただきます。

佐藤広政委員がおっしゃるように、あらゆる学校に本来であれば配置すべきだということはあるのですが、人件費に絡むお話ですので、非常に費用がかかるというのが、このスクールサポート事業の最も我々として全校、全クラス配置をちゅうちょするところでもあります。したがって、重点的に配置する部分ということは、市内5校の、特に生徒の数が多いところだというふうに思うのですが、やはりこれからの教育というのは、いわゆるインクルーシブ教育と言って、あらゆる子供たちが同じクラスで学ぶということになります。特別に支援が必要な子も、配慮が必要な子も、一緒のクラスで学ぶということになってくれば、これは学校の先生方だけでは対応できないことも非常に多くなっていくというふうに思います。したがって、これからも予算の許す限り、子供たちがそれぞれが個性を生かしながら教室で学べるような環境をつくるために、スクールサポート制度は、より一層強固なものにしていかなければいけないというふうに私自身は考えてございます。

この後、教育長からも答弁があると思います。

○委員長（斉藤孝昭） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げたいと思います。

基本的には、市長が今述べられたことに尽きるのですが、実はチー

ム学校という考え方がありまして、これは教職員がなすべき仕事をしっかりと精査をして、学級経営であるとか、授業の充実であるとか、そういうところにしっかりと集中して子供たちの力を伸ばしてもらいたい。そして、教職員でなくともできることに関しては、ボランティアであるとか、いろいろな方々のお力をお借りして学校を運営していこう、そのような考え方があります。

そして、この地区におきまして、皆様方もご承知のように、登下校を支えてくださっているボランティアの方等もいらっしゃいますし、また学校には丸つけボランティア等でご協力いただいていることも皆さんご承知かと思えます。

今回私どもがスクールサポートスタッフ、学校の印刷等の事務的な支援をする職員を5名任用した背景には、このようなチーム学校をむつ市で行っていくときには、やはり大都市に比べて行政が支援をしなければならない部分も一定数ある、そのように考えております。この考えは、以前から持っておりましたが、やはりどうしても予算をお願いしなければならないこと等もありますので、ちゅうちょしていた部分もありまして、そして今般、先ほど勤怠管理についても説明させていただきましたけれども、教職員の勤務もしっかり適正化を図らなければならない。そうしたことを勘案しまして、この時期に導入するべきであろう、そのように考えて提案をさせていただいております。そうした背景をお酌み取りの上ご承認いただければ、とてもありがたいと思っております。

要約してお話をいたしますと、以前から必要ではありましたが、私どもとしてはいろいろな工夫で、それを学校にお願いしたり、私ども施策を構築して、その学校の仕事を何とかみんなで分かち合っ、子供たちの指導に力を尽くせるようにと考えておりました。そして、今般タイミングを得たと判断をして、スクールサポートスタッフを提案させていただいている次第です。

おっしゃるように、全校に配置したいことはやまやまではありますけれども、申し上げているように、学校の事務処理の支援をなさる方々になりますので、事務処理に関しては、学校の規模であるとか、いろいろな状況によって異なりますので、今般は先ほど学校教育課長が申し上げたように、1つの学年に複数の学級を持つ規模の学校のみ限定して5名と考えさせていただいた次第です。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 91ページの文化振興費のところでお聞きいたします。

文化財保護審議会委員費ということでありまして、2点お聞きします。この委員会では、どういうお話が行われているのか。

また、埋蔵文化財発掘調査事業費とありますが、現在埋蔵されている、例えば縄文、弥生遺跡の分かっているという箇所等をお答えできましたらお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局政策推進監生涯学習課長（鷲岳彰丸） 濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

初めに、委員会でどのような審議がされているかということ、まず年度でやられている事業についてご説明いたします。また、発掘等で出た成果等も報告されております。

それから、2つ目の調査の事業についてですが、こちらは令和5年度につきましては3か所を予定しております。全体の発掘の数としては、184か所、市内のほうにあります。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） ありがとうございます。膨大な縄文の遺跡、また弥生、それから石器時代の晩期といいますか、そういった遺跡がこの地域に眠っております。有名なところは、二枚橋2遺跡の遮光土偶や仮面土偶ですがけれども、この審議会の中ではこういった常設展示、1年に1回は市内の中で、あちこちで展示がなされているわけですがけれども、国の重要文化財に指定されていますので、展示するときには厳しい管理ということで、なかなか二枚橋出土品については難しい部分はあるのですけれども、その審議会の中で常設の展示場が必要だというような意見は出ていないのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局政策推進監生涯学習課長（鷲岳彰丸） お答えいたします。

近年の会議の中では、そういう発言はないのですが、以前にはそういう展示場の整備については議論されたという経緯はあります。そのほかに市民のほうからというか、周りのほうからもそういう展示施設については要望等があったというふうに伺っております、それについては今後研究させていただきたいと思います。また、令和5年度につきましては、その施設等の在り方等についての視察を予定しております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 1点質疑いたします。

86ページ、第1項第3目義務教育振興費の中でジオパーク体験活動推進事業費についてありますが、具体的にどのような事業内容かお伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

この事業につきましては、ジオパークに象徴される豊かな自然や地域に根差した文化や伝統等の地域資源について学び、地域への愛着と誇りを育む体験活動を推進するため、ジオサイトの見学ですとか、事前の学習、またはまとめの活動、そういうことに対して支援するものというふうになっております。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 村中浩明委員。

○委員（村中浩明） 子供たちにとって、実際に行ってみて、触れて感じる世界、こういう体験活動というジオサイトを見学するということは、とても重要な大切なことだと思っています。そこで、今年度、活動、利用された小学校、また中学校はどれくらいあったのか、最後お伺いします。

○委員長（齊藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

今年度につきましては、小学校で6校、中学校7校の計13校から申請があり、実施しております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 92ページの地域文化・スポーツクラブ推進費についてお伺いします。

こちらの予算ですけれども、先ほどの説明どおり、ほとんどが報酬と負担金補助及び交付金になっているのですけれども、来年度から地域移行が始まるに当たって、ハード面で整備等なかったのか、もしくはあるのであれば、そこら辺をお知らせ願います。

あわせて、多分教育委員会のほうでも移行するに当たって、現在どのような感じで部活動を運営されているとか、場所の広さとか、部員の多さとか、その練習環境を調査したのではないかと思うのですけれども、そこで見えてきた地域移行に対してどのような課題を今持っているのか、2点お伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 地域文化・スポーツクラブ設立準備室長。

○教育委員会事務局地域文化・スポーツクラブ設立準備室長（畑山 勝） お答えします。

ハード面では、学校拠点であります各学校に安全に活動いただけるよう簡易なLEDの照明の設置を予定しております。そのほかバスの送迎費とかというのを持っております。

部活動の状況であります、やはり私どもから見ても、あまりいい環境ではなかったです。グラウンド状況とか照明の関係とか、人数の密度とかというのもありましたので、今後その辺も調査しながら、またいい環境でやれるような内容にしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） ちょっと予算から逸脱するかも分からないのですが、現在結構大きいところで言うと、田名部中学校を例にとると、いろんな部活の生徒が体育館で同時に練習できなくて、中庭とかその辺で練習している環境も見受けられると。かつ夜間の体育館の貸出し、なかなか入り口等々の問題で、多分大きい田名部中学校は今やっていないと思うのですが、将来的にこの辺を夜間開放して、そういった改修しながら利用できるようにするとか、その辺の将来的なビジョンというのはどのように考えているのか、最後お伺いいたします。

○委員長（齊藤孝昭） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 全体の市の大きな方針に関わることだと思いますので、私から述べさせていただきますけれども。

今回部活動というものを基本的には任意にするという中で、地域クラブをつくるというのは、部活動が地域クラブに移行するという事以上に大きな地域としての私はチャレンジだというふうに思っています。そういうことを考えていくと、地域がクラブを担うということは、地域がそのクラブの環境をしっかりと整えるということだと思います。ですから、田名部中学校という例がありましたけれども、田名部中学校の部活動がどうこうということを考えるのではなくて、むしろ田名部中学校で地域クラブをやるとしたらどういう環境が必要なのだという事を考えていかなければいけない。

そういう観点でいくと、私もちょっと視察しましたけれども、決していい環境の中でスポーツができるということにはなっていません。例えば秋口に行きましたけれども、真っ暗い中で野球部が校舎に向かってトスバッティングをしていたりとか、本当に校舎の近くの明るいところで陸上部が一生懸命走っていたりとか、人数が多いので、女子バレー部が中庭で、男子バレー

部が中でという形でやっているわけです。そういう環境だと、それはもうスポーツをやる環境では私は基本的にはないというふうに思っていて、そうであるならば、例えば田名部中学校では野球をやりますと。そうしたら、野球の環境として、夜までということはないでしょうけれども、秋にも春にもできるようにちゃんとナイターの設備をつけますと。一方で、バレーボールは大平中学校でやりますという話なのだとしたら、それにふさわしい施設を造る。サッカーは、はらっばるでやりますという話をするのだったら、それはそこにやっぱりちゃんと照明をつけるということをやっているかなければいけないと思いますし、ここから大事なのですが、必ずしもそれがそれぞれ何千万円とか何億円かかる投資に私はなると思わないです。これをしっかりと費用を低減しながら、効率よく環境整備していくということがこれからの課題だと思いますし、そのような方向性でこの地域クラブの移行というものを実現していただきたいと、こう考えております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 単純なお尋ねですけれども、ちょっと気になったのですが、94ページの第7目おおみなと臨海公園管理費についての去年より増えているという理由に、指定管理料プラス暖房費高騰部分を追加したというのですが、指定管理者に対してのこのような措置というのは全てにやっているのでしょうか。どういうルールがあるのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（加藤昭広） お答えいたします。

こちらのほうにつきましては、全指定管理統一的な考えの下で、ルールにのっとって計算しておりまして、その計算して出た額を指定管理料として上乗せしているということになります。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） 1点質疑いたします。

86ページ、第3目義務教育振興費、児童・生徒の高い志をはぐくむ支援事業費でございますけれども、これ去年から始めた事業だと思っておりますけれども、今年度120万円増えております。その理由のほうをお聞きします。

○委員長（斉藤孝昭） 学校教育課総括主幹。

○教育委員会事務局学校教育課総括主幹（佐藤 充） お答えいたします。

次年度、英検の半額補助というふうな事業も想定しておりまして、それが増額になっております。

以上でございます。

○委員長（齊藤孝昭） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） ありがとうございます。それでは、その英語検定受検料負担金の部分なのですが、これは英語検定3級以上の英語力を有する生徒の割合を50%とすることを目標とするということで、3級の受検料の半額を来年度市内中学生の半数へ補助というふうなことで、これがもし受検者が半数以上を超えることがあるというふうなことの想定はしているのかどうかお聞きします。

○委員長（齊藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

受検者数につきましては、過去3年間の市内の生徒がどれくらい受検したのかということに鑑みまして、この3年間の英検受検者数を上回る人数を想定して予算措置をお願いしているというところでございますので、この予算内で収まるものと見込んでおります。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） こちらの事業、非常にいいなと思うのは、英語力を高めると同時に、この地域の英語力の理解度がどの程度あるのかというふうなのもデータとして取っていけるというふうなことがあると思うのですが、例えば受検する中で、学校単位で考えたときに、この学校は受検者が多いのだけれども、この学校は受検者が少ないというふうな形のばらつきも出てくるかと思えます。そういった場合の英検を受けるに当たって、人数少ない学校の英語力向上に向けた授業の部分はどのように今後していくかというふうな想定のほうはしているか、お聞きします。

○委員長（齊藤孝昭） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事学校教育課長（祐川達也） お答えいたします。

英検の受検につきましては、児童・生徒の意思で受検する、しないを決めておりますので、学校によって人数の多い、少ないということがあるのかもしれないけれども、来年度については、英語検定を受検したときにどれくらいの力が自分にはあるのかということ測定できるテスト、無料で行うことができるテストを実施するというようにしておりますので、そのテストの結果に基づいて、自分はこれくらいの力だから、この級を受検しようと、そういうふうな形で受検を決めるということが出来るものと考えておりますので、これまで以上に意欲を持って受検する生徒が出てくるのではないかと、うふうに考えております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 私も地域移行のほうで92ページの第4項社会教育費第6目ほうですけれども、原田委員からもあったのですけれども、何点かお伺いいたします。

まず、1億2,605万9,000円と計上しておりますけれども、その中身といたしますか、もうちょっとかいつまんで詳しくお知らせしてもらいたいのと、あと（仮称）「むつ☆かつ」ですけれども、そちらでは例えば子供たちとか、生徒たちのカウンセリング、お悩み相談とかで、たしか東京のほうの委託でしたか、そちらにお願いしたというお話は聞いたのですけれども、これちょっと教育委員会と違って、多分民生部のほうになると思うのですけれども、スポーツ少年団でも同じことが言えるのかなど。相談とかあると思うのですけれども、例えばこの後、今後そういうカウンセリングを委託するのであれば、スポーツ少年団もそういう考えがあるのか、取りあえずこの2点お伺いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） 地域文化・スポーツクラブ設立準備室長。

○教育委員会事務局地域文化・スポーツクラブ設立準備室長（畑山 勝） 負担金の内訳についてご説明いたします。

まず、一番大きいところで言いますと、クラブ活動生徒送迎バスで6,863万8,000円、そのほかクラブ指導者報酬として1,667万8,400円となっております。そのほか送迎バスの運行管理システムの構築委託料として769万1,000円、その使用料として672万5,000円が主なものとなっております。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） お答えいたします。

スポーツ少年団につきましては、基本的に団運営に関しては団にお任せしているという状況ではございますが、市のほうでも相談窓口というのは設けてございます。スポーツ少年団につきましても、近い将来、地域文化・スポーツクラブのほうと一緒に活動ということになってくると思いますので、そういった際にはしっかりとしたカウンセリング、相談の体制が取れるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（斉藤孝昭） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） ありがとうございます。先にスポーツ少年団からですけれども、恐らく私もきっと「むつ☆かつ」と一緒にスポーツ少年団がひもづ

いていくのかなと思っておりますし、そのほうが多分望ましい姿だと思しますので、一緒に進んでいければいいのかなと思っております。

その「むつ☆かつ」のほうの内訳ですけれども、委託料としてスクールバスのほうが大多数だとは分かりました。多分地域によっては、バスが大型なのか、中型なのか、もしかするとマイクロバス、例えばタクシーとかもあるのかなと私は思っております。その辺も先ほどおっしゃいました情報システムといえますか、そちらのほうも勘案していると思うのですけれども、そういうパターンも、例えばタクシー等々、少人数に2人とか3人、大畑とか川内、脇野沢もあるのかなと私は考えておりますけれども、その辺の検討をしているのかと。

あと報酬のほうなのですけれども、こちら金額が確定したのか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。私のほうも体育協会のほう、大畑のほうでアンケートが来まして、お答えしましたけれども、その時点ではまだ幾らだったらいいですかというアンケートだったので、それが確定したのであれば、決まったのであればちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（齊藤孝昭） 地域文化・スポーツクラブ設立準備室長。

○教育委員会事務局地域文化・スポーツクラブ設立準備室長（畑山 勝） まず、バスのほうですが、この積算は大型バスを見込んでおります。今調査を行っている最中ですが、人数によって縮小していくものと考えております。

指導者の報酬ですが、1時間当たり1,600円と、あと費用弁償を準備しております。

以上です。

○委員長（齊藤孝昭） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） ありがとうございます。報酬のほうが決まったということで、それはいいのですけれども、いろいろまだ指導される方といえますか、予定がある方でも意見がやっぱり割れているところがあります。全然ボランティアでもいいですよという人もいれば、もっと欲しいよという人もいるし、なかなか一概には難しいと思います。その辺も、1回1,600円と提示すれば、これ下げるのはなかなか難しいのですけれども、もしかするとそういう課題もあるのかなと私は感じております。

最後になるのですけれども、財源として国からの支出金で約半分ぐらい計上されているのですが、これは例えば地域移行を推進している国のほうから、この枠で地域移行やってくださいよと、この枠で今年度、来年度に向けて幾らか交付金 coming しているのか、それとも予定があるのか、これを最後1点だけお伺いいたします。

- 委員長（斉藤孝昭） 地域文化・スポーツクラブ設立準備室長。
- 教育委員会事務局地域文化・スポーツクラブ設立準備室長（畑山 勝） まだこちらのほうには明確なものというのはいません。

以上です。

- 委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。
- 委員（富岡幸夫） 未来人材育成奨学金プロジェクト事業について伺いをいたします。

資料によりますと、継続が5人おって、新規で1人ということで、この事業については地域医療に関わる医師を育てていこうという長期的な事業でありまして、これをぜひ実らせていきたいというふうに思っているのですが、過去において応募者が選別されてきたというようなことがあるのかどうか、その経緯によって、このたび1人というふうなことで絞られているのかどうか、その辺はいかがなのでしょう。

- 委員長（斉藤孝昭） 教育委員会総務課長。
- 教育委員会事務局総務課長（工藤大介） 現在こちらの助成金を受けている方々というのは、5人おります。そちらの方々は、現在各大学の医学部に通っている学生さんということになっておりまして、申請された方について、そのままこちらのほうで支給しているということですので、漏れがあるということではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

- 委員長（斉藤孝昭） 富岡幸夫委員。
- 委員（富岡幸夫） こういうふうに1人という限定をしてしまうと、応募者がおったときに、学校のほうで勝手にその辺のところ、配慮してしまうというようなことはないのかどうか、すごく危惧されることもあります。せっかくの将来的な人材を育てるという事業でありますので、そういうふうな環境にある、希望するという生徒がおったら、幾らでも投資していくべきだろうと、こういうふうに思うのですけれども。

このことについては、市長はかなり思い入れを持ってこの事業を立ち上げたので、こういうふうに思っております。市長がこのたび辞職されるというようなこともあって、この事業をぜひとも将来継続していただきたいというように思っておりますので、その辺の観点のお話を伺いたいと思っております。

- 委員長（斉藤孝昭） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

本来であれば、毎年4人とか5人とか、当地域から医学部生が出てほしいという部分はあるのですが、残念ながら学力との関係でいきますと、毎年1

人、あるいは多いときで2人ありましたけれども、ここ3年間はなくて、なくてというか、2年なくて、去年1人というようなことが、学力と医学部に行くというところの限界点に今あるということだと思っています。

ただ、この事業は、この事業だけに意味があるのではなくて、まさかり高校医学部進学・特進コースというものをつくって、地域から大手予備校の代ゼミと連携して、地域から医学部生を出そうというプログラムと連携をして、そこで到達した子には奨学金でしっかりと応援すると。しかも、この奨学金は、もともと私たち財政的に非常に厳しい状況にありましたから、ふるさと納税の企業版で、これいろんなところをお願いをして、募った基金で今やっているというのが現状です。そうしてトータルでこの8年8か月の間、医師不足を中長期的に解決しようとして取り組んだのが本事業でありまして、これからはどちらかという富岡幸夫委員ご指摘のように、いや、もう財源が足りないというぐらいたくさん医学部生が当地域、特に田名部高校から、今日卒業式のようにすけれども、出ていただきたいなというふうに思いますし、それに連なるように小学校と中学校の大いなる学力向上のプログラムに教育委員会として取り組んでいただきたいというふうに思います。本事業が、この医師不足のむつ下北地域を支える事業としてこれからも続いていくことに大いに期待をさせていただきます。

以上です。

- 委員長（齊藤孝昭） 富岡幸夫委員。
- 委員（富岡幸夫） 最近奨学金は返還しなくてもいいというような奨学金制度を立ち上げている地区がたくさんあります。ぜひ我が市でもこういう有能な方々が出てきて、それを補助していくという姿勢にどんどん傾いていってもらえればいいなと。ぜひよろしく願いをいたしたいと。
- 委員長（齊藤孝昭） 市長。
- 市長（宮下宗一郎） 改めて申し上げますが、本奨学金は返還の義務はございません。これは、市税そのものを使っているということではなくて、市外の各企業から募ったふるさと納税の寄附金を原資にしているから、そのようなことができる。先般も、今年度入学した学生さんが報告に来てくれました、奨学金の報告に来ていただきました。奨学金というか、学校の報告に来ていただいたのですけれども、私が彼女に申し上げたのは、あるいは全ての奨学金をもらっている子供たちに申し上げているのは、必ずしもむつ市、それからむつ総合病院で勤務するだけが、この先のむつ下北の地域の未来を支えることではないと。むしろ君たちが医学の道を突き進み、専門性を高め、世界で活躍する医師になることこそ恐らく次に続く子供たちが医学の道を目指す

きっかけになるだろうと。だから、これからはしっかり勉強して、医師国家試験を通るのは当然のこととしても、さらに勉強を重ねて、後に続くむつ市の若い子供たちの模範になってほしい、このように激励をさせていただいておりますので、私たちが数十万、あるいは数百万で彼女たちの、あるいは彼らの将来を縛ることはないというふうに明言はさせていただきます。

いずれにいたしましても、本奨学金を含め、子供たちこそこのむつ市の未来をつくっていくと私は確信しておりますので、子ども・子育て、教育については、これからも議員の皆様、よろしく対応いただければと改めてお願いを申し上げます。

以上です。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前 11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 予算書の95ページをお開き願います。

第11款公債費についてであります。これは長期債等の元金及び利子であります。前年度と比較して3億5,343万7,000円の減額となっておりますが、借換債の減等によるものです。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 続きまして、第12款諸支出金についてであります。これは下北医療センターの病院事業会計、上下水道局の水道事業会計及び下水道事業会計に対する一般会計の負担金、補助金及び貸付金であります。前年度と比較して9,038万9,000円の増額となっておりますが、下水道事業負担金の増等によるものです。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 続きまして、第13款予備費についてであります、これは予算の不足を補うためのものであります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（松谷 勇） 歳入についてご説明いたします。予算書の14ページをお開き願います。

第1款市税についてであります、市税総額は前年度に比べ6,549万2,000円増の58億2,404万6,000円、徴収率は前年度に比べ0.8ポイント増の96.3%となっております。

次に、第1項市民税についてであります、法人市民税の減収により、前年度に比べ1,269万4,000円減の27億1,505万3,000円を計上しております。

次に、第2項固定資産税についてであります、土地は地目の見直し、家屋は新築家屋等を見込み、前年度に比べ3,849万6,000円増の22億147万2,000円を計上しております。

次に、第3項軽自動車税についてであります、前年度に比べ959万6,000円増の1億9,047万4,000円を計上しております。

次に、15ページに移りまして、第4項市たばこ税についてであります、

売渡し本数の増加を見込み、前年度に比べ2,778万5,000円増の5億5,201万5,000円を計上しております。

次に、第5項都市計画税についてであります。前年度に比べ219万4,000円増の1億6,336万6,000円を計上しております。

次に、第6項入湯税についてであります。前年度に比べ11万5,000円増の166万6,000円を計上しております。

次に、15ページから16ページにかけての第2款地方譲与税についてであります。前年度と同額の2億4,300万円を計上しております。

次に、第3款利子割交付金についてであります。前年度に比べ100万円減の300万円を計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。前年度に比べ810万円増の2,000万円を計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。前年度に比べ260万円減の2,100万円を計上しております。

次に、17ページに移りまして、第6款法人事業税交付金についてであります。前年度に比べ1,400万円増の7,200万円を計上しております。

次に、第7款地方消費税交付金についてであります。前年度に比べ300万円増の13億6,300万円を計上しております。

次に、第8款環境性能割交付金についてであります。前年度に比べ100万円増の1,400万円を計上しております。

次に、第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。前年度に比べ206万5,000円増の8,098万円を計上しております。

次に、17ページから18ページにかけての第10款地方特例交付金についてであります。前年度に比べ700万円増の3,900万1,000円を計上しております。

次に、第11款地方交付税についてであります。前年度に比べ4億5,100万円増の114億4,100万円を計上しております。

次に、第12款交通安全対策特別交付金についてであります。前年度に比べ58万5,000円増の515万4,000円を計上しております。

次に、18ページから19ページにかけての第13款分担金及び負担金についてであります。前年度に比べ1,617万9,000円減の1億487万6,000円を計上しております。減額の主なものは、18ページ、第1項負担金、第1目民生費負担金で、保育児童保護者負担金の減によるものです。

次に、19ページから20ページにかけての第14款使用料及び手数料についてであります。前年度に比べ310万5,000円増の2億4,219万2,000円を計上しております。

次に、20ページから23ページにかけての第15款国庫支出金についてであります。前年度に比べ6,823万6,000円減の78億1,310万4,000円を計上しております。減額の主なものは、21ページ、第1項国庫負担金、第2目衛生費国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減によるものです。

次に、23ページから27ページにかけての第16款県支出金についてであります。前年度に比べ470万3,000円増の26億1,965万7,000円を計上しております。増額の主なものは、25ページ、第2項県補助金、第9目教育費県補助金で、文化及び運動部活動地域移行推進事業費補助金の増によるものです。

次に、27ページから29ページにかけての第17款財産収入についてであります。前年度に比べ664万3,000円増の3,543万1,000円を計上しております。

次に、第18款寄附金についてであります。前年度に比べ650万円減の1億9,530万円を計上しております。

次に、29ページから30ページにかけての第19款繰入金についてであります。前年度に比べ9億6,370万8,000円増の21億7,874万3,000円を計上しております。増額の主なものは、30ページ、第10目財政調整基金繰入金の増によるものです。

次に、31ページから33ページにかけての第20款諸収入についてであります。前年度に比べ3,118万6,000円減の24億4,391万6,000円を計上しております。減額の主なものは、32ページ、第4項受託事業収入、第1目総務費受託事業収入で、人事給与システム更新等負担金の減によるものです。

次に、33ページから34ページにかけての第21款市債についてであります。前年度に比べ2億8,730万円増の57億4,260万円を計上しております。増額の主なものは、33ページ、第3目衛生債で、新ごみ処理施設建設事業に伴う清掃施設整備債の増によるものです。

この結果、歳入の総額は歳出と同額の405億200万円となりました。

以上が歳入全般の説明でございます。ご審査のほどよろしく願います。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 質疑が何もなければあれなので、ちょっと当初予算の市民税について伺います。

ここしばらく二、三年の経過を見ますと、おおむね大体2つ合わせて、個人、法人合わせて約27億円前後という形で、令和3年度の計画で24億5,000万円とか、そういうふうな一時極端に落ちたことがありますけれども、大体全

般で見ていきますと、令和5年度27億円、昨年度の27億円というふうな当初予算の見込みでありますけれども、コロナ禍となって以来、丸3年になりますけれども、底打ちしたというふうな見方をしているのか、その点について伺います。

2点目は、隣の15ページ、細かい質疑で申し訳ないですけれども、市たばこ税です。これもたまたま数字見たら、令和2年度8,700万本、本数です、令和3年度8,100万本、令和4年度が8,000万。令和5年度が本数が結構増えているのですけれども、そこら辺について、本当にそのような見込みになるのか。前年度と比較して結構数字、金額的には2,700万円ほどの増となっておりますけれども、その点の内容と、それから最後3点目ですけれども、18ページの地方交付税について、ここは3年間でいきますと、毎年2億3,000万円とか2億1,000万円、今年度は4億5,000万円というふうな見込みで当初計画、当初予算立てられてきておりますけれども、そのような見込み、増、増、増というふうな形で、決算が分かりませんので、その点について伺います。内容について伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） まず第1点目の経済の部分についてお答えいたします。

まず経済につきましては、新型コロナウイルスの感染者数が減少してきておりますことから、経済活動が緩やかに回復していると、県内の金融機関のレポート等と言われております。その部分を勘案し、増額を見ております。そのため、先ほど佐々木隆徳委員のおっしゃいました底打ち状態にあるというふうに見てございます。

たばこ税につきましては、これも令和3年度、令和4年度の実績を基に算出してございまして、実際にこの部分が増えているのかというところにおきましては、実際に決算ベースとして増えているというところを見込みまして、令和5年度も増えるのではないかとというふうに見込んでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 財務課長。

○財務部政策推進監財務課長（斉藤洋一） 交付税のところについてお答えいたします。

交付税につきましては、人口減少等を踏まえて人口、これを基礎として算定するところは若干緩やかに減ってはいると思っているのですが、例えば地域振興ということで毎年措置されています地域社会再生事業費ですとか、あるいは地域デジタル化社会推進に向けて、昨年度、一昨年度措置されていま

す推進費ですとか、そういった国が制度を押し進めるに当たって措置してくださっている交付税、別費目として、それが加算されているということで年々増加というふうな形に見えていると思います。

令和5年度につきましては、さらに臨時財政対策債というものを大幅に減らして普通交付税として措置したということで、また昨年度より一層増えているというような現況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 交付税については、分かりましたけれども、市たばこ税、ちょっと私の勘違いかも知れませんが、数字でいけば8,400万本、ちょっと3年間調べてみたところ、急激に8,700万本、8,100万本、そして8,000万本、そして今年度は8,400万本、本数ですけども、果たしてそのような形での今の増加が見込めるのかと。金額で2,700万円ほどですけども、たばこの値上がりとか、そういったものがあるかも知れませんが、その点について。

それから、実際市税について、市の経済状況といいますか、市ではどのように見ているのか、その点について伺います。

○委員長（斉藤孝昭） 税務課長。

○財務部税務課長（飯田啓太郎） 市たばこ税についてのお尋ねにお答えいたします。

急激に増えているという印象は、確かに否めないのですが、実際には令和4年度も大分予想より多く入ってきておりまして、その部分で令和5年度も増えるのではないかとというふうに予想してございますので、ご理解賜りたいと存じます。

地域経済のことにつきましても、先ほども申しましたとおり、新型コロナウイルスの患者数の減少により経済回復がされているところでございます。その中で、そのほかに物価上昇等の懸念はございますけれども、その部分では注視してまいらなければいけない部分があるかなというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 数字、私の間違いかも知れませんが、本数なりなんなりで値上げして2,700万円が上がるのであれば、とにかく昨年と今年の比較でちょっと多過ぎないかというふうな意見で今見ただけでありますので、その点後で確認しても結構です。

それから、市民税等につきましては、緩やかに回復というふうな見込みであれば、これにこしたことはないのですけれども、とにかく一刻も早くコロナ

禍なりなんなり終わって、市の経済がまだまだ潤うことを願ひまして、終わります。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第24号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第25号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（菅原典子） それでは、議案第25号 令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度の予算編成に当たりましては、財政運営を担う青森県から示された数値を用いたほか、医療費の動向等を反映させ、平均加入世帯数を前年比2.2%減の7,820世帯、平均被保険者数を前年度比3.1%減の1万1,431人と見込んで積算しております。予算書の12ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和5年度の予算総額は歳入歳出ともに54億2,507万7,000円となっており、前年度と比較して2億9,101万1,000円の減となっております。歳入歳出の減につきましては、主に被保険者数の減少による影響となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款国

民健康保険税は、被保険者数の動向、近年の調定額、収納率の実績等から10億2,740万9,000円を計上しております。

次に、第2款使用料及び手数料は、国民健康保険税の督促手数料であります。

次に、14ページに移りまして、第3款国庫支出金は、災害等の特別な事情により交付される補助金であります。

次に、第4款県支出金、第1項県負担金・補助金は、保険給付に必要な経費及び国の特別調整交付金や特定健診等に係る負担金など、県を通じて交付される交付金を見込んで計上しており、被保険者数等の減少により、2億2,874万1,000円の減としております。

第2項財政安定化基金交付金は、国保事業費納付金の納付に際し、歳入が不足する場合に県から交付を受けるものであります。

次に、第5款財産収入は、財政調整基金の利子収入であります。

次に、15ページに移りまして、第6款繰入金、第1項他会計繰入金は、低所得者の保険税軽減分などの保険基盤安定繰入金等を計上しており、被保険者数の減少やシステム改修経費の減により1,267万2,000円の減となっております。

第2項基金繰入金は、財政調整基金を繰り入れるためのものです。

次に、第7款繰越金は、決算において発生した前年度の剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、16ページに移りまして、第8款諸収入についてであります。これは国民健康保険税の延滞金や返納金、第三者納付金及びその他いずれの款にも属さない収入であります。

以上が歳入についての概要説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。17ページをお開き願います。

まず、第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは国民健康保険の運営管理に要する経費及び青森県国民健康保険団体連合会へ納付する負担金となっております。

第2項運営協議会費についてであります。国民健康保険運営協議会に要する経費を計上しております。

18ページに移りまして、第3項趣旨普及費についてであります。これは国民健康保険制度の趣旨普及に要する経費でありまして、パンフレットの作成、健康優良家庭表彰事業に要する経費となっております。

次に、第2款保険給付費についてであります。これは被保険者の窓口負担以外の医療費など保険者が負担する経費でありまして、主なものとしたし

ましては、第1項療養諸費の一般被保険者療養給付費や第2項高額療養費の一般被保険者高額療養費、19ページに移りまして、第4項出産育児諸費の出産育児一時金、第5項葬祭諸費の葬祭費となっております。被保険者数等の減少により、1億8,446万6,000円の減としております。

次に、20ページに移りまして、第3款国民健康保険事業費納付金についてであります。これは財政運営の責任主体となる県に国民健康保険税等を財源に納付するものであります。県から示されました金額により3,318万5,000円の減としております。

次に、第4款共同事業拠出金についてであります。退職者医療制度の対象者把握に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第5款財政安定化基金拠出金についてであります。これは国保財政の安定化を図るため、県に設置されている財政安定化基金から災害等の発生により保険料収納不足となって貸付けを受けた際に、交付額の3分の1を負担して補填する拠出金であります。

次に、第6款保健事業費についてであります。これは被保険者の健康増進や予防事業に要する経費でありまして、第1項特定健康診査事業費では、特定健診及び特定保健指導に要する経費となっております。

22ページに移りまして、第2項保健事業費では、レセプト点検等の医療費適正化事業、人間ドック事業に要する経費等を計上しております。

次に、第7款基金積立金は、財政調整基金の利子収入を基金に積立てするものであります。

次に、第8款公債費は、一時借入金の利子の支払いに要する経費であります。

次に、23ページに移りまして、第9款諸支出金についてであります。第1項償還金及び還付加算金は、国民健康保険税の還付金のほか、県の普通交付金の前年度精算に要する経費であります。

第2項繰出金は、川内及び脇野沢診療所運営費に係る繰出金でありまして、川内診療所への交付額減少を見込み、7,478万4,000円の減としております。

次に、第10款予備費は、1,000万円を計上しております。

以上が令和5年度むつ市国民健康保険特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長(菅原典子) それでは、議案第26号 令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本特別会計は、被保険者の皆様から徴収いたしました保険料と一般会計から繰入れいたしました保険基盤安定繰入金を保険者であります青森県後期高齢者医療広域連合に納付することを目的とした会計であります。

令和5年度の予算編成に当たりましては、平均被保険者数を9,414人と見込んで積算しております。予算書の10ページをお開き願います。総括表に明示してありますように、令和5年度の予算総額は歳入歳出ともに6億7,070万6,000円となっており、前年度と比較して3,959万8,000円の増となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療保険料は、本制度を運営するための保険料で、徴収率については特別徴収と普通徴収を合わせて現年度分の徴収率を99.7%、滞納繰越分を50%と見込んでおります。被保険者数の増加見込みにより3,491万3,000円の増としております。

次に、第2款手数料は、督促手数料であります。

次に、第3款繰入金は、県及び市が負担する保険基盤安定負担金に係る一般会計からの繰入金であります。青森県後期高齢者医療広域連合から示された保険基盤安定負担金の見込額により、194万円の増としております。

第4款繰越金は、令和4年度の本特別会計の剰余金を見込んだものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入は保険料の延滞金、保険料還付金及び還付加算金、その他雑入であります。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。これは保険料や繰入金といった歳入相当分を広域連合に納付するものであります。保険料や繰入金の予算に合わせまして3,959万8,000円の増としております。

次に、第2款諸支出金は、過年度分の保険料の還付金、還付加算金及び督促手数料等の一般会計への繰出金を計上しております。

以上が令和5年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についての説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 1時45分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号 令和5年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（中村智郎） それでは、議案第27号 令和5年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。予算に関する説明書の12ページをお開き願います。

総括表に明示してありますように、令和5年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ67億4,052万6,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと1,079万7,000円、率にして0.2%の増となっております。

次に、13ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款保険料についてであります。これは65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料でありまして、12億7,493万1,000円を計上しております。第1号被保険者数の減少が見込まれますことから、前年度当初予算額と比較して1.7%の減となっております。

次に、第2款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域介護認定審査会を共同設置しております各町村の負担金であります。

次に、第3款使用料及び手数料についてであります。これは介護保険料の督促手数料であります。

次に、第4款国庫支出金、第1項国庫負担金についてであります。これは保険給付費のうち、施設給付費の15%とその他の給付費の20%に対し、国から交付を受けるものであります。

次に、14ページに移りまして、第2項国庫補助金についてであります。これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合を基に市町村間の格差を是正するための調整交付金や地域支援事業に係る交付金となります。

次に、第5款支払基金交付金についてであります。これは40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でありまして、事業費の27%を見込んでおります。

次に、15ページに移りまして、第6款県支出金、第1項県負担金についてであります。これは保険給付費のうち施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%の交付を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金は、科目存置のための計上でございます。

次に、第3項県補助金についてであります。これは地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業については12.5%、それ以外の事業については19.25%の交付を見込んでおります。

次に、第7款財産収入についてであります。これは財政調整基金の運用利子収入であります。

次に、16ページに移りまして、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金についてであります。これは介護給付費などに係る市の負担分として一般会計から繰り入れるものであります。

次に、第2項基金繰入金についてであります。これは収支の調整に伴う財源として充当する財政調整基金繰入金であります。

次に、17ページに移りまして、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料についてであります。これは第1号被保険者の保険料納付に係る延滞金

であります。

次に、第2項雑入についてであります。これは第三者行為納付金や不当利得等返納金などであります。

以上が歳入についての説明であります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。18ページをお開き願います。

第1款総務費、第1項総務管理費についてであります。これは介護保険運営のための事務経費となっております。

次に、第2項介護認定審査会費についてであります。これは介護認定の審査及び調査に要する経費となっております。

次に、19ページに移りまして、第3項計画策定委員会費についてであります。これは介護保険事業計画策定に要する経費となっております。

次に、20ページに移りまして、第2款保険給付費についてであります。要介護認定者数の増加に伴い、サービス受給者数の増加が見込まれることから、前年度当初予算額と比較して0.3%の増となっております。

まず、第1項介護サービス等諸費についてであります。これは介護給付に要する経費となっております。

次に、21ページに移りまして、第2項介護予防サービス等諸費についてであります。これは介護予防給付に要する経費となっております。

次に、第3項その他諸費についてであります。これは青森県国民健康保険団体連合会への審査支払手数料となっております。

次に、22ページに移りまして、第4項高額介護サービス等費についてであります。これは高額な介護費用の利用者負担軽減に要する経費となっております。

次に、第5項特定入所者介護サービス等費についてであります。これは介護保険施設における食費、居住費等について、低所得者層の負担軽減に要する経費となっております。

次に、第6項高額医療合算介護サービス等費についてであります。これは医療と介護の自己負担の年間合算額における負担軽減に要する経費となっております。

次に、23ページに移りまして、第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費についてであります。これは要支援者等の訪問型サービス及び通所型サービスやケアプランの作成に要する経費となっております。

次に、第2項一般介護予防事業費についてであります。これは介護予防の知識に関する普及啓発のほか、地域サロンや介護予防運動といった高齢者

の通りの場の活動支援など、介護予防事業に要する経費となっております。

次に、24ページに移りまして、第3項包括的支援事業費・任意事業費についてであります。これは地域包括支援センター運営費のほか、認知症に対する理解を深めていただく認知症フレンドリー講座や認知症フォーラム等のオレンジキャンペーンなどに要する経費を計上しております。

次に、26ページに移りまして、第4項その他諸費についてであります。これは介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払手数料であります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金についてであります。これは県の財政安定化基金への拠出金でありまして、科目存置のため計上しております。

次に、第5款基金積立金についてであります。これは財政調整基金の運用利子を積み立てるものであります。

次に、第6款公債費についてであります。これは保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金についてであります。これは過年度分の介護保険料の還付金などであります。

次に、27ページに移りまして、第8款は予備費を計上しております。

以上が歳出の説明であります。

これで令和5年度むつ市介護保険特別会計予算の説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） それでは、議案第28号 令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書の10ページをお開き願います。

まず、本会計は公共用地の先行取得及び取得事業に伴う市債の償還事務に係る会計でありまして、予算総額は歳入歳出とも2,285万1,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入についてご説明いたします。第1款繰入金についてであります。これは長期債元金償還金及び長期債利子に係る経費を一般会計から繰入れするものとなっております。

次に、12ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款公債費についてであります。これは道の駅整備事業の用地先行取得に伴う長期債元金償還金及び長期債利子に要する経費となっております。

以上が令和5年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○委員長（斉藤孝昭） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（高杉俊郎） それでは、議案第29号 令和5年度むつ市魚市場事業特別会計予算につきましてご説明いたします。予算に関する説明書の10ページをお開き願います。

令和5年度予算総額は、歳入歳出ともに5,077万3,000円となっております。

次に、11ページに移りまして、歳入の第1款使用料及び手数料についてありますが、これは魚市場内に設置してあります自動販売機に係る行政財産目的外使用料でございます。

次に、第2款財産収入についてありますが、これは地方卸売市場大畑町漁市場基金の運用収入でございます。

次に、第3款繰入金についてありますが、これは一般会計からの繰入金であります。

次に、第4款繰越金についてありますが、これは決算において発生した剰余金を繰り越すためのものであります。

次に、12ページに移りまして、第5款諸収入についてありますが、これは卸売業者契約保証金の預金利息でございます。

次に、13ページに移りまして、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費についてありますが、これは事務経費と魚市場運営審議会に係る経費となっております。

次に、第2款施設費、第1項魚市場施設費についてありますが、これは施設の修繕料、保険料、保守点検委託料、漁港施設占用料などと、青森県魚市場協会、むつ市大畑地区産地協議会への負担金となっております。

次に、第3款公債費についてありますが、これは長期債元金償還金及び利子を計上してございます。

次に、14ページに移りまして、第4款予備費についてありますが、これは突発的な支出に対応するためのものであります。

以上が魚市場事業特別会計予算の説明でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

- 委員長(斉藤孝昭) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

- 上下水道局長 民生部理事(中村 久) 議案第30号 令和5年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。給水戸数は2万4,088戸、年間総給水量は665万4,730立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業として緊急時給水拠点確保事業、水道施設整備事業、配水管整備事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款水道事業収益は17億9,870万6,000円で、前年度との比較では2,233万6,000円の増となっております。

第1項営業収益は、主に給水収益となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの負担金及び固定資産の償却に伴う長期前受金戻入などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、長期前受金戻入の増などによるものであります。

第3項特別利益は、その他特別利益として一般会計繰入金過年度未収益化

額を計上しております。

支出の第1款水道事業費用は17億1,844万5,000円で、前年度との比較では3,417万円の増となっております。

第1項営業費用は、事業運営に係る部門的経費のほか減価償却費などで、前年度との比較では増となっております。その主な要因といたしましては、原水及び浄水費における施設動力費の増などによるものであります。

第2項営業外費用は、主に企業債に係る支払利息などで、前年度との比較では減となっており、その主な要因としましては、企業債に係る支払利息及び支払消費税等の減によるものであります。

第3項特別損失は、過年度分の損益の修正損を計上しております。

この結果、収支差引きで8,026万1,000円収入が上回る予定となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページを開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は10億1,913万5,000円で、前年度との比較では3億3,065万8,000円の増となっております。

第1項企業債は、緊急時給水拠点確保事業などに充てる企業債で、事業量の増加に伴い増となっております。

第2項一般会計負担金は、企業債償還金などに充てる負担金で、主に対象となる企業債償還金の減少に伴い減となっております。

第3項国庫補助金は、緊急時給水拠点確保事業に充てる国からの交付金で、対象事業費の減少に伴い減となっております。

第4項工事負担金は、配水管整備事業費に充てる負担金で、県事業などに係る工事の増加に伴い増となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は19億3,938万7,000円で、前年度との比較では4億8,000円の増となっております。

第1項建設改良費は、主に水道施設の整備及び更新に要する費用であり、脇野沢七引橋付近から源藤城地区までの配水管の布設替え工事を予定しております。そのほかの建設改良工事といたしましては、八木沢浄水場の浄水施設改善設備設置工事、大湊バイパス工事に係る配水管切り回し工事などを実施することとしており、事業量の増加に伴い支出が増となっております。

次に、第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

3 ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9 億 2,025 万 2,000 円は、第 4 条条文の括弧書きのとおり、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

次に、4 ページをお開き願います。第 5 条の企業債についてであります、これは予算第 4 条の資本的収入の企業債 7 億 2,220 万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第 6 条は、一時借入金の限度額を 4 億 2,800 万円と定めております。

第 7 条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と企業管理者の交際費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、9 ページから 12 ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第 9 条は、量水器及び配水管などの補修材料の購入に係るたな卸資産の購入限度額を 2,730 万円と定めております。

財務の状況等につきましては、5 ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和 5 年度むつ市水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） 収益が上がっているということで、あえてお聞きしますけれども、私が一般質問したときに、5 立方メートル以下の世帯が 22% もあるということで、基本料金の 2 段階、3 段階も考えているということ、そして水道審議会の中でもそのような話が出たということをお記憶しているのですが、そのような方向で進んでいるのでしょうか。生かされているのでしょうか。

○委員長（斉藤孝昭） 上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） 確かに 5 立方メートルとかという段階的な料金設定は、むつ市のほうではしてございません。今は 10 立方メートルでもって区切っております。ただ、二十何%も占めているということで、次に私たちが考えているのは、そういう 5 立米で区切るということも一つ念頭に置きながら、これから料金について話し合っていかなければいけないと、検討していかなければいけないというふうに考えておりますので、もうちょ

っとお待ち願えればと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（斉藤孝昭） 工藤祥子委員。

○委員（工藤祥子） たしか令和2年の水道ビジョンの中で検討するというふうな答弁をいただいたと思いますので、何とか少ししか使わない方のことも考慮した料金設定、よろしく願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第30号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。上下水道局長。

○上下水道局長 民生部理事（中村 久） 議案第31号 令和5年度むつ市下水道事業会計予算についてご説明いたします。予算書の3ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量であります。排水戸数は3,326戸、年間総処理水量は91万946立方メートルを見込んでおります。主要な建設改良事業として、下水道整備事業及び改築更新事業を計上しております。

第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。6ページをお開き願います。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款下水道事業収益は10億4,291万円で、前年度との比較では1,357万円の増となっております。

第1項営業収益は、主に下水道使用料となっております。

第2項営業外収益は、一般会計からの補助金、負担金及び固定資産償却に伴う長期前受金戻入などとなっております。前年度との比較で収入が増とな

った主な要因といたしましては、下水道使用料の増などによるものであります。

支出の第1款下水道事業費用は10億470万7,000円で、前年度との比較では619万6,000円の増となっております。

第1項営業費用は、処理場施設の維持管理及び減価償却費などで、前年度との比較では増となっており、その主な要因といたしましては、電気料の高騰に伴う処理場費の増などによるものであります。

第2項営業外費用は、企業債利息等に係る費用と雑支出などとなっております。

この結果、収支差引きで3,820万3,000円収入が支出を上回る予定となっておりますが、税抜き額では収支均衡した予算となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。7ページをお開き願います。この予算科目は、将来の経営活動に備えて実施する施設の建設改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、消費税及び地方消費税を含んだ額となっております。

収入の第1款資本的収入は10億323万7,000円で、前年度との比較では1億5,823万7,000円の減となっております。

第1項企業債は、下水道整備事業等に充てる企業債。

第2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で、前年度との比較では、ともに下水道整備事業費の減少に伴い減となっております。

第3項一般会計負担金は、企業債償還に係る一般会計からの繰入金。

第4項受益者負担金及び分担金は、下水道整備事業に充てる受益者負担金及び分担金となっております。

支出の第1款資本的支出は12億3,665万1,000円で、前年度との比較では1億2,330万6,000円の減となっております。

第1項建設改良費は、下水道整備及び改築更新に要する費用であり、むつ下水浄化センターの増設工事及び各処理場の設備更新等を予定しております。前年度との比較では、函渠整備を一旦休止し、事業の再評価を行うこととしたことから、函渠整備に係る費用が減となっております。

第2項企業債償還金では、企業債の元金償還に要する費用を計上しております。

3ページに戻りまして、この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,341万4,000円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、4ページをお開き願います。第5条の企業債についてであります。

これは予算第4条の資本的収入の企業債5億1,610万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、御覧の表のとおりとなっております。

第6条は、一時借入金の限度額を12億円と定めております。

第7条は、予定支出について、各項間で流用することができることを定めたものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を定めております。職員給与費の詳細につきましては、9ページから12ページまでの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条の他会計からの補助金についてであります。これは下水道事業の運営に充当するため、一般会計からの補助を受ける金額を1億5,703万3,000円としているものであります。

財務の状況につきましては、5ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

以上が令和5年度むつ市下水道事業会計予算の概要でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（斉藤孝昭） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで議案第31号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（斉藤孝昭） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時33分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 齊藤孝昭

副委員長 野中貴健